立正大学キャンパスライフプランにご加入いただくと 各種無料電話相談サービスがご利用いただけます!

SOMPO健康・生活サポートサービスのご案内 傷害総合保険付帯サービス

1 健康・ 医療相談サービス

2 介護関連 相談サービス 3 人間ドック等検診・ 検査紹介・予約サービス

4 医療機関 情報提供サービス 9門医相談 サービス(予約制) 6 法律・税務・年金相談サービス (予約制・30分間) ※一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、

司法書士または税理士がお答えするものです。

7 メンタルヘルス 相談サービス 8 メンタルITサポート (WEBストレスチェック)サービス

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

※ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

※ご利用は日本国内からにかぎります。 ※ご相談の内容によっては、有料になるものがあります。

※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を 受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保 険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパ ンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日 本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 < 通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)

- ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、 取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ・このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、 団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・加入者証はWeb画面で確認ください。紙での加入者証の発行はありません。

補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

●お問い合わせ先

【取扱代理店】

立正エンタープライズ株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎4-2-52

TEL: 03-3492-2681 FAX: 03-5487-3338

<受付時間> 平日の午前9時から午後5時まで

万一の事故のとき! 事故受付対応窓口(保険金請求はこちら)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 ※LINEで事故のご連絡と保険金のご請求も可能です。詳細はP.10をご確認ください。

事故サポートセンター

0120-727-110

24時間· 365日 事故受付

(SJ24-08451 2024.10.2)

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社 南東京支店 法人支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル TEL:03-3349-6047 <受付時間> 平日の午前9時から午後5時まで 重要につき必ずご覧ください!

ご入学・ご進学・ご進級の皆さまへ(保護者の皆さまへ)

2025年度 学校法人 立正大学学園 公認

キャンパスライフプラン

〈傷害総合保険〉 キャンパスライフプランは、学資費用、学生の傷害・病気、家族を含めた 法律上の賠償事故等を総合的に補償する保険です。

[傷害総合保険にご加入の皆さまへ]

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。

回体割引 適用 20% OFF 1日あたり **約24円から ご加入できます。** K2プラン4年間 一時払いの場合

保存版ご卒業まで

保存ください!

立正大学の学生のための

充実した補償内容です!



他人に損害を与えた場合



自転車条例 対応 アルバイト、 インターンシップ中の 事故の補償 示談交渉 サービス付き (国内のみ)



24時間365日の補償



学資費用の補償



携行品損害の補償

ノートパソコン携行時の破損や盗難も補償

ATA

弁護士費用、法律相談・ 書類作成費用の補償



地震によるケガ・ 熱中症・食中毒の補償



特定の感染症の補償

※特定の感染症についてはP.5、あらましをご確認ください。

お申込 締切日 2025年3月31日(月)

お申込は WEBで!



なるべく入学手続きと同時にお申込みください。締切日を過ぎましてもご加入は可能です。 下記取扱代理店までお問い合わせください。 1月6日から申し込み可能となります。 手続きの詳細はP.11をご覧ください。

取扱代理店 立正エンタープライズ株式会社

制度の特長

個人賠償責任補償は**自転車事故**やインターンシップ中の損害賠償責任

(示談交渉サービス付き。詳しくはP.4の6を参照。)も補償(有償型・無償型問わず)

	日常生活	アルバイト中	インターンシップ中	管理下中の受託品損害	記録情報損壊
立正大学キャンパスライフ	0	O*1	O*1	O *1	O *1
一般的な個人賠償責任保険	0	×	△*2	O *1	×

インターンシップ先より保険証券の提出を求められた場合は、WEB画面に表示される加入内容を印刷してご提出ください。

※1 保険金お支払い対象外となる場合もございますので、具体的な補償内容についてはHPに掲載の契約概要に記載の保険金をお支払いする主な場合、 保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただくか、損保ジャパンまでご照会ください。

※2 有償のインターンシップは対象となりません。

保険料は団体割引20% 個人で加入するより割安です。

学生生活に 安心を

病気・ケガによる学資費用(授業料など)も補償

扶養者の方に万が一のことがあった場合、授業料などの学資費用を補償します。

授業で使用するノートパソコン、タブレット端末携行時の破損や盗難も補償

●補償内容一覧

扶養者*1の方に万一のことがあった場合の補償

扶養者の方がケガにより死亡・所定の重度後遺障害が 生じた場合に保険金額の全額をお支払いします。

全てのプラン

2学資費用〈ケガ〉

扶養者の方がケガにより死亡・所定の重度後遺障害 が生じ、授業料などを負担された場合にその実費を保 険金額を限度にお支払いします。

全てのプラン

③疾病学資費用〈病気〉

扶養者の方が病気により亡くなり、授業料などを負担 された場合にその実費を保険金額を限度にお支払い します。

B1・B2・B3・B4 にご加入の方が補償されます。

• 保険期間開始前に発病していた病気を原因とするものについて は補償の対象となりません。

●実際にあった補償事例



大学1年生の夏に、扶養者である父親が突然の病気で 亡くなったため、学生本人が後期分53万円と2~4年生 の授業料を大学へ支払った。

> 疾病学資費用保険金100万円(限度)タイプ B1·B2·B3·B4 にご加入の場合

疾病学資費用保険金 1年につき100万円(限度)

1年生後期分53万円+2~4年生100万円×3年間

保険金支払額

学資費用保険金〈ケガ〉および疾病学資費用保険金〈病気〉 は、扶養者が事故による死亡・所定の重度後遺障害または病 気による死亡により扶養不能状態となり、その翌日以降に学 生が授業料等を負担した場合にその実費をお支払いします。

- ※1「扶養者」とはお子さま本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、お子さま本人の生計を支えている方をいいます。(扶養者はあらかじめ指定された 1名となります。)
- (注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「立正大学キャンパスライフプラン(傷害総合保険)のあらまし(契約概要のご説明)」以降に記載されています ので、必ずご参照ください。

2

●補償内容一覧の続き

お子さま本人のケガ・病気の補償

ケガの補償(国内外補償)

1日目から補償

24時間365日補償

- 4死亡·後遺障害
- 4入院保険金日額
- 4手術
- 4通院保険金日額

お子さま本人がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場 合や、ケガで入院・手術・通院した場合に補償します。

全てのプラン



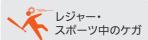
学校でのケガ



日常生活でのケガ



交通事故 によるケガ



入 院 180日限度 事故発生の日から1,000日以内の90日限度

• 急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは 補償の対象となりません。

●実際にあった補償事例



学生本人が部活中に転倒し、骨折をした。2週間入院し、 手術も行った。1年後抜釘手術の為、10日間再入院。 退院後、20日間通院した。

> 入院保険金日額5,000円タイプ B1·K1·B2·K3 にご加入の場合

保険金

入院日額(5,000円)×14日(+10日)=12万円

保険金

入院日額(5,000円)×10倍(入院時)=5万円

通院日額(3,000円)×20日=6万円

病気の補償(国内外補償)

1日目から補償

感染症による入院も補償

- 母疾病入院保険金日額
- **5**疾病手術
- **⑤**疾病退院後通院保険金日額

お子さま本人が病気により、入院・手術した場合や、継 続して4日を超えて入院した場合の退院後の通院につ いて補償します。

B1・B2・B3・B4 にご加入の方が補償されます。

入院 180日限度

• 補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、 保険期間開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

●実際にあった補償事例



学生本人が腸閉塞になり、4週間入院し、手術も行った。

疾病入院保険金日額5.000円タイプ B1・B2 にご加入の場合

3

疾病入院保険金 5,000円×28日=14万円

5,000円×10倍(入院時)=5万円

(注)実際のお支払いはご加入の内容やケガまたは病気の状態により異なります。

お子さま本人と家族の補償

補償の 対象者

被保険者ご本人=お子さま



父·母·兄弟姉妹· 同居の親族※1 祖父母 など



お子さままたは同居の親族が未成年者または責任無能力者の場合は、その親権者、その他の法定の監督義務者および 監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)が補償の対象者となります。

6個人賠償責任(国内外補償)

自転車保険義務化条例に対応した補償

国内外問わず日常生活中に他人にケガをさせたり、他 人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどに より電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律 上の損害賠償責任を負担することになった場合に補 償します。

全てのプラン

自転車による飲食物等の デリバリーサービス中に、 他人とぶつかりケガをさ せてしまった。*2



友人のノートパソコンや タブレット端末を落とし て破損してしまった。※2



- ●情報機器などに記録された情報を損壊した場合も 補償します。
- ●受託品の破損などによる損害賠償責任も補償します。
- ●スポーツ中の事故においては、スポーツの性質上、ケ ガ等の事故の発生が想定されることから、相手への法 律上の損害賠償が発生しない場合があります。損害 賠償が発生した場合のみお支払い対象となります。

実際にあった補償事例



学生本人が自転車で走行中、歩行者(当時62歳)にぶつ かり転倒させてしまった。脳挫傷、頭蓋骨骨折等で意識が 戻らず、裁判の結果9,521万円で和解した。

個人賠償責任保険金 3億円(限度)

授業でノートパソコンを **使用される学生の皆さまへ**

インターンシップ先から貸与されたノートパソコンまたは 他人のノートパソコンを使用または預かるなどの受託中に 万が一破損等させてしまい賠償責任が発生した場合の修 理代は、保険金のお支払い対象となります。

• 一般の個人賠償責任保険は、携帯型電子事務機器はお支 払いの対象外です。

示談交渉サービスをセット

賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)により損害賠償請求を 受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

お子さま本人の補償

7救援者費用(国內外補償)

全てのプラン

お子さま本人が遭難などで行方不明になった場合に 救援活動にかかった費用を補償します。

お子さまが旅行中、事故で行方不明 になり、ご家族が現地に向かうため の交通費を負担した。



- ※1 自宅外から通学する方は別居のご家族(父母・兄弟姉妹など)は補償されません。
- ※2 同様の事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

お子さま本人の補償の続き

8携行品損害(国内外補償)

お子さま本人の身の回り品が居住する建物外にお いて盗まれたり、偶然な事故で破損した場合に補償 されます。

(自己負担額:3千円) 全てのプラン

- お子さま本人のノートパソコンやタブレッ ト端末(注)を落として破損させてしまった。
- 旅行中に誤ってカメラを落として壊してし まった。



(注)携帯電話・スマートフォン等は補償の対象になりません。

9弁護士費用の補償(国内のみ補償)

お子さま本人が法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

B1・B2・B3・B4・K1・K3 にご加入の方が補償されます。

詳しくはP.6、P.7をご覧ください

自宅外通学のお子さま*3本人のための補償

10借家人賠償責任(国内のみ補償)

一人ぐらしや下宿をしているお子さまが借用している 戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害 賠償責任を負担することになった場合に補償します。

B2・B4・K3・K4 にご加入の方が補償されます。 (自己負担額:なし)

下宿先のアパートで誤って火災を起こして しまった。※2

「示談交渉サービス」の対象となりません。

①学生生活用動産(RDANAIE)

お子さまが所有している生活用動産が火災、盗難な どにより損害を受けた場合にお支払いします。

B2・B4・K3・K4 にご加入の方が補償されます。 (自己負担額:あり(注))

下宿先のアパートで誤って火災を起こし 家具を焼失した。



• 風水災による損害はお支払い対象外です。風水災による補償を必要 とされる方は、別途火災保険にご加入ください。

(注)自己負担額は1回の事故につき、盗難の場合には10万円、火災、落雷、破裂、爆発の場合には0円、その他の事故の場合には1万円となります。

特約

22天災危険の補償(国内外補償)

地震、噴火またはこれらによる津波により、死亡・後遺障害 が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。

• 上記事故により扶養者の方が死亡・所定の重度後遺障害が生じ た場合には育英費用・学資費用をお支払いします。

3熱中症の補償(国内外補償)

日射または熱射により、死亡・後遺障害が生じた場合、入 院・手術・通院した場合に補償します。

クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れて通院した。

14食中毒の補償(国内外補償)

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障 害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

食中毒になり入院した。

の特定の感染症の補償(FIDANAME)

O-157などの特定感染症*4により、後遺障害が生じた場 合、入院・通院した場合に補償します。※5

詳細は、※4をご確認ください

- ※3 自宅外通学のお子さまとは賃貸借契約を結んだマンション・アパートなどに住み、そこから学校に通学している学生をいいます。
- ※4「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。 2024年9月現在、結核、陽管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。
- ※5 新規にご加入いただいた場合、保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除きます。

「弁護のちから」のご案内 ※本ページは「弁護のちから」のご案内になります。

●補償内容一覧

お子さまが法的トラブルにあった場合の補償

9弁護士費用の補償「弁護のちから

お子さまが、学校生活や日常生活において次のような人格権侵害や 被害事故による法的トラブルにあった際の弁護士費用を補償します。

トラブルの被害者

被保険者ご本人=お子さま



※お子さまの成人後も補償の対象となります。

人格権侵害※

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でい われもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、 ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、 偽物のブランド品を売りつけられた。
- ※人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明でき るトラブルにかぎります。

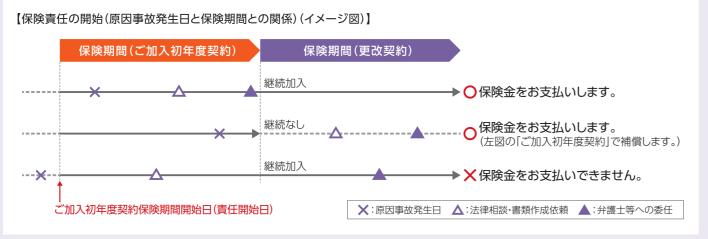
以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- ●自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル●借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- ●騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害 に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関する トラブル

など

弁護士費用補償に関する保険責任について

- ●保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- ●保険責任は保険期間開始日の午後0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険 金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- ●同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数ま たは当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行 われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。



●補償内容一覧の続き

2つの保険金で気になる費用を補償

1.弁護士費用保険金(国內補價*)

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担 した弁護士費用を補償します。

● 保険金額

(保険期間1年間につき) 通算 100万円 限度

●お支払いする保険金の額

1つの トラブルに関する 弁護士等への 委任にかかった費用

(100% - 自己負担割合10%

2.法律相談·

書類作成費用保険金(国內補價*)

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の 依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用 を補償します。

● 保険金額

(保険期間1年間につき) 通算 10万円 限度

●お支払いする保険金の額

1つの トラブルに関する 法律相談・書類作成に かかった費用

自己負担額(免責金額) 1.000円

※日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

●実際にあった補償事例



歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。 加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士 に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、 最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用

50万円 (着手金15万円、報酬金35万円)

弁護士費用保険金のお支払い額 50万円×(100% - 10%(自己負担割合))

- 45万円

法律相談・書類作成にかかった費用

1万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 1万円-1,000円(自己負担額)

= 9.000 PM

金銭的な負担を軽減し、安心して 法的トラブルを解決することができます。

いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

相談できる弁護士が

身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険 金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を 通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ 相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービス です。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていた

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、 事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- ※本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- ※ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。 事故サポートセンター:【受付時間】24時間365日 0120-727-110

保険期間と保険金額・保険料

職種級別A級・天災危険補償特約・熱中症危険補償特約・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約・ 特定感染症危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット

保険期間	保険開始日	保険満了日				
4年	2025年4月1日 午前0時から	2029年4月1日 午後4時まで				
1年	2025年4月1日 午前0時から	2026年4月1日 午後4時まで				



扶養者の方が病気により亡くなられた場合、 ご卒業までの学資費用(1年につき100万 円限度)を補償できるのは、B1·B2·B3·B4 プランのみです。

スマートフォン・ タブレットで簡単申込!



■ ご加入をご希望の方は、ニ次元コードよりアクセスしてま申込みの手続きをお願いします。

不動産会社などで「の借家人賠償責任」「の学生生活用動産」の補償に別途ご加 入されている自宅外通学のお子さまは、自宅通学生用プランからお選びください。

1-	14 2023年4月1日 午前の時から 2020年4月1日 午後年時& C			ご加入の多い 自宅通学生用プラン				自宅外通学生用プラン				
適用プラン				左記補償に含まれる特約	プランです! 弁	実プラン	スタンダー	-ドプラン	プランです! 充	実プラン	スタンダー	・ドプラン
自宅外通学生用プラン	扶養者の方に	● 育英費用〈ケガ〉	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺 障害が生じた場合に一時金をお支払いします。	19 天災危険の補償	一時金 100 万円 *1回のみのお支払い		一時金 100 万円 *1回のみのお支払い		一時金 100 万円 *1回のみのお支払い		一時金 100 万円 *1回のみのお支払い	
	万一のことが あった場合の 補償	② 学資費用〈ケガ〉	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺 障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	(天災危険補償特約)	ご卒業まで 100万円(限度)		ご卒業まで1年につき 100 万円(限度)		ご卒業まで1年につき		ご卒業まで1年につき 100万円(限度)	
		❸ 疾病学資費用〈病気〉	扶養者の方が病気により亡くなられた場合に授業料などの学 資費用をお支払いします。	_			_	_	100万	100万円(限度)		_
		死亡·後遺障害	お子さま本人がケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。	② 天災危険の補償 (天災危険補償特約)③ 熱中症の補償 (熱中症危険補償特約)④ 食中毒の補償	200万円	100万円	200万円	100万円	200万円	100万円	200万円	100万円
	お子さま本人	入院保険金日額	お子さま本人がケガで入院された場合にお支払いします。		5,000円	3,000円	5,000∄	3,000円	5,000⊞	3,000∄	5,000⊟	3,000円
	のケガの補償	手術	お子さま本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお 支払いします。	(細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約) ・ 特定の感染症の補償		〈入院中の手術〉入院保険金日額の10倍 〈外来の手術〉 入院保険金日額の5倍			〈入院中の手術〉入院保険金日額の10倍 〈外来の手術〉 入院保険金日額の5倍			
		通院保険金日額	お子さま本人がケガで通院された場合にお支払いします。	(特定感染症危険補償特約) *死亡・手術保険金は対象外	3,000円	2,000円	3,000∄	2,000円	3,000∄	2,000⊟	3,000⊟	2,000円
	お子さま本人の病気の補償	疾病入院保険金日額	お子さま本人が病気で入院された場合にお支払いします。	_	5,000⊞	3,000∄	_	_	5,000円	3,000∄	_	_
		⑤ 疾病手術	お子さま本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお 支払いします。		〈入院中の手術〉疾病入 〈外来の手術〉 疾病入		_	_	〈入院中の手術〉疾病入 〈外来の手術〉 疾病入		_	_
		疾病退院後 通院保険金日額	お子さま本人が疾病により継続して4日を超えて入院した場合の退院後の通院について保険金をお支払いします。		3,000円	2,000円	_	_	3,000⊞	2,000円	_	_
	お子さま本人 と家族の補償	6 個人賠償責任 示談交渉サービス付き(日本国内のみ)	他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合に補償します。 *お子さまと同居のご家族も補償されます。	3 億円			3 億円					
		7 救援者費用	お子さま本人の遭難などで救援活動にかかった費用をお支払い	いします。	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円
	お子さま本人	③ 携行品損害	お子さま本人の身の回り品が居住する建物外において盗まれ 補償されます。(自己負担額:3千円)	たり、偶然な事故で破損した場合に	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	の補償	❷ 弁護士費用の補償	お子さま本人が法的トラブルにあった場合、弁護士等への委任 補償します。	弁護士費用保険金(自己負担割合10%):通算100万円限度(1年につき)法律相談・書類作成費用保険金(自己負担額1,000円):通算10万円限度(1年につき)			弁護士費用保険金(自己負担割合10%): 通算100万円限度(1年につき) 法律相談・書類作成費用保険金(自己負担額1,000円): 通算10万円限度(1年につき)			_		
	自宅外通学の お子さま本人	● 借家人賠償責任	下宿をしているお子さまが借用している戸室を壊したり、汚した 任を負担することになった場合に補償します。(自己負担額:ない	_	_	_	_		500万円			
	のための補償		害を受けた場合にお支払いします。	_	_	_	_		100万円		50万円	
	/ 任門	時も初めでのご加えがお	オオめです!	業まで 新1年生	B1プラン	B3プラン	K1プラン	K2プラン	B2プラン	B4プラン	K3プラン	K4プラン
POINT	4年間一時払契約でのご加入がおすすめです! -括 ご希望により1年更新のご加入も可能ですが、			私を 4年間一時払(学資4年)*1	92,570⊟	75,220 ⊟	55,670⊟	34,540⊟	103,860⊟	86,510⊟	66,960⊨	42,240 ⊟
	ご卒業ま	で4年間の総払込金額をよ	比較すると 4年間一時払契約の方が		B14プラン	B34プラン	K14プラン	K24プラン	B24プラン	B44プラン	K34プラン	K44プラン
B2プラン の場合19,740円もお得です!!			新1年生 1年問一時以(学咨//年) ^{※1}		27.070	17 970	11 260	36 960m	21 F00m	21 400	12 700	

- ※1 お支払い金額は制度運営費500円を含みます。制度運営費とは、この制度の運営上必要な費用(事務手続費用等) に充当するための費用です。
- ※2 団体割引率の変更や改定により翌年以降の保険料は変更となる場合があります。
- 「一」は補償されませんのでご注意ください。
- 保険料は被保険者(保険の対象となる方:お子さま本人)の職種級別によって異なります。 記載の保険料は職種級別A級(学生など)の保険料です。お子さまが事務職、営業職、販売職など(職種級別A級)のア ルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種級別B級(注)のアルバイトや職業に従事さ れる場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注)職種級別B級…農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手を含みます。)、木・竹・草・つ る製品製造作業者、建設作業者など(告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保 険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。)
- 「学資費用〈ケガ〉」と「学資費用〈病気〉」による学資費用は、保険年度ごとに合計して、学資費用保険金額を限度とします。 1年更新の場合の「学資費用〈ケガ〉」と「学資費用〈病気〉」の支払対象期間は、各学年ごとのご卒業までとなります。
- 保険料のうち、疾病保険特約については介護医療保険料控除の対象となります。(2024年9月現在)
- 個人賠償責任の補償の被保険者(保険の対象となる方)の範囲につきましては、傷害総合保険のあらまし以降をご覧ください。

8

1年更新をご希望の場合	新1年生 1年間一時払(学資4年) ^{※1}	B14プラン	B34プラン	K14プラン	K24プラン	B24プラン	B44プラン	K34プラン	K44プラン
		33,330⊟	27,970⊟	17,870⊟	11,360⊨	36,860⊨	31,500⊨	21,400 ⊟	13,790⊟
	新2年生 1年間一時払(学資3年) ^{※1}	B13プラン	B33プラン	K13プラン	K23プラン	B23プラン	B43プラン	K33プラン	K43プラン
		29,480⊟	24,120⊟	17,550⊟	11,040⊟	33,010⊟	27,650⊟	21,080 ⊟	13,470⊟
	新3年生 1年間一時払(学資2年) ^{※1}	B12プラン	B32プラン	K12プラン	K22プラン	B22プラン	B42プラン	K32プラン	K42プラン
		25,460⊟	20,100円	17,230⊟	10,720⊟	28,990⊟	23,630⊟	20,760円	13,150⊟
	新4年生	B11プラン	B31プラン	K11プラン	K21プラン	B21プラン	B41プラン	K31プラン	K41プラン
	1年間一時払(学資1年) ^{*1}	21,210⊟	15,850⊟	16,880⊟	10,370⊟	24,740⊢	19,380⊨	20,410円	12,800⊟
	【参考】 4年間の合計払込金額 ^{※2}	109,480⊟	88,040⊟	69,530⊟	43,490⊟	123,600円	102,160⊟	83,650⊟	53,210⊟

万一、事故にあわれたら

事故のご連絡について

●事故にあわれたときは、早急にお近くの損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

損保ジャパン事故サポートセンター

0120-727-110



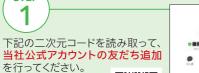
STEP

3

ちください。

- ●事故の発生の日から30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ●賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。
- ●あらかじめ損保ジャパンとご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります のでご注意ください。

事故のご連絡が可能です!







STEP







※受付内容によっては、お電話や書類のやりとりをお願いする場合がございますので、ご了承ください。

保険金のご請求について



事故が 起こったら

> 早急にご連絡を (30日以内)

※担当者から送信する場合も

あります。



電話連絡を

してください

24時間365日

事故サポートセンター

0120-727-110

事故受付サービス



請求書を 提出

保険金請求書類が 送付されますので、 できるだけ早く書類を

ご返送ください。

₹





保険金が 支払われます

銀行振込みで お支払いします。

保険金のご請求が可能です!

保険金請求フォームサービス



保険金請求フォームで は、損害物の画像や修 理見積り、入通院情報 を簡単に入力すること ができます。





※受付内容によっては、お電話や書類のやりとりをお願いする場合がございますので、ご了承ください。

ご加入手続きについて

2025年1月6日から申込可能となります。

あらかじめ、ご加入するタイプをP.8、P.9からお選びいただいておくとスムーズです。

●お申し込みのお手続き





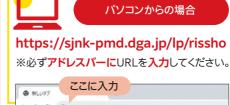


こちらの 二次元コードより アクセス!!

※標準カメラからの二次元 コードスキャンが便利です。









させていただきますので、必ずご確認ください。







●ご登録画面

振込 手数料

なし

2お支払い



お申込のお手続きをいただくと、 ご入力いただいた住所に1週間ほどで払込票が届きます。

「@sink-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。お客さまの

迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

※お支払い期限がございます。期日までにお支払いいただけなかった場合、 失効となりますので、ご注意ください。



お近くのコンビニやスマホ決済アプリを利用して所定の保険料を払込ください。 保険料の払込にて、お手続きは完了となります。

ご利用いただけるスマホ

決済アプリはこちら!

Pav払いなら、時間・場所を選ばずに ご利用が可能です!!

払込票のバーコードを読み取って、 自宅や職場で簡単にお支払いできます!





●払込票

HETON MR

※決済の利用上限 金額は各事業社 のHPをご確認

FamiPav

掛金が30万円を超えるプランにご加入の場合は、郵便局のみでのお支払いとなります。

日払込後は



お支払い手続き完了メールが登録したメール アドレスに数日以内に届きます。

加入者証はメールが到着後、加入者専用サイト からいつでも確認できます。

ご郵送はいたしませんのでご了承願います。

加入者専用サイト https://sjnk-pmd.dga.jp/participation





アクセス推奨環境について

※古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

スマートフォン・タブレット (iPhone/iPad) OS:iOS11以降 ブラウザ:Safari (Android) OS:Android 6.0以降 ブラウザ:Chrome71.0以降 ※iPhone/iPadのブラウザについて:ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。

パソコン (Windows 10以降

ブラウザ:Internet Explore 11以降/Chrome71.0以降/Firefox 61.0以降

Mac) OS:Mac OS Sierra 10.12 ブラウザ:safari 12.0以降/Chrome 71.0以降